

吹田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

第1章 総則及び共通事項（第1条―第23条）

第2章 訪問型サポートサービス

第1節 基本方針（第24条）

第2節 人員に関する基準（第25条・第26条）

第3節 設備に関する基準（第27条）

第4節 運営に関する基準（第28条―第37条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第38条―第40条の3）

第3章 通所型サポートサービス

第1節 基本方針（第41条）

第2節 人員に関する基準（第42条・第43条）

第3節 設備に関する基準（第44条）

第4節 運営に関する基準（第45条―第53条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第54条―第57条）

第4章 通所型入浴サポートサービス

第1節 基本方針（第58条）

第2節 人員に関する基準（第59条―第60条）

第3節 設備に関する基準（第61条）

第4節 運営に関する基準（第62条―第74条）

第5章 雑則（第75条）

附則

第1章 総則及び共通事項

（趣旨）

第1条 この基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「サービス事業」という。）に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）訪問型サポートサービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち省令第140条の63の6第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。

（2）通所型サポートサービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち省令第140条の63の6第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当する

サービスをいう。

(3) 通所型入浴サポートサービス 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業のうち緩和した基準によるサービスをいう。

(4) 指定第 1 号訪問事業者 訪問型サポートサービスを行う者として、法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定を受けた者をいう。

(5) 指定第 1 号通所事業者 通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスを行う者として、法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定を受けた者をいう。

(6) 利用料 法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する第 1 号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(7) 第 1 号事業費用基準額 省令第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イの規定により算定された費用の額（当該額がサービス事業に要した費用の額を超えるときは、サービス事業に要した費用の額とする。）をいう。

(8) 代理受領サービス 法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定により第 1 号事業支給費が利用者に代わり当該事業の事業者を支払われる場合の当該第 1 号事業支給費に係る訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスをいう。

(9) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(10) 地域包括支援センター等 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を行う地域包括支援センター及び法第 115 条の 22 第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

（申請者の要件）

第 3 条 訪問型サポートサービス並びに通所型サポートサービスについては、指定の申請をすることができる事業者は、法人とする。

2 通所型入浴サポートサービスについては、指定の申請をすることができる事業者は、法人かつ法に基づく介護保険サービスを他にを行う指定事業者とする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第 4 条 指定第 1 号訪問事業者並びに指定第 1 号通所事業者は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 32 条、第 46 条及び第 63 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定第 1 号訪問事業者並びに指定第 1 号通所事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 4 項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場

合において、当該指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織(指定第1号訪問事業者、指定第1号通所事業者)の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。)を使用する方法のうちア又はイに該当するもの

ア 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項(以下この条において単に「重要事項」という)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、第2項各号に規定する方法のうち当該指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者が使用するもの及びファイルへの記録の方法を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前項の規定による承諾を得た指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

7 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、交付、説明、同意、承諾、締

結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を用いる。)によることができる。

(提供拒否の禁止)

第5条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、正当な理由なく訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第6条 指定第1号訪問事業者が訪問型サポートサービスを行う事業所(以下「指定訪問型サポートサービス事業所」という。)、指定第1号通所事業者が通所型サポートサービスを行う事業所(以下「指定通所型サポートサービス事業所」という。)並びに通所型入浴サポートサービスを行う事業所(以下「指定通所型入浴サポートサービス事業所」という。)の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第7条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、居宅要支援被保険者にあつては被保険者資格、要支援認定及び要支援認定の有効期間を、省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号。以下この条において「基準」という。)に該当する第1号被保険者にあつては事業対象者である旨、基本チェックリスト実施日を確認するものとする。

2 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第8条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準の該当の有無の判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基準の該当の有無の判断(以下この条において「要支援認定の申請等」という。)が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行

わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（サービス事業に関する知識を有する職員が介護予防サービス・支援計画書（介護予防ケアマネジメントによる支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）の作成のために介護予防サービス・支援計画書の原案に位置付けたサービス事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第10条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第11条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第12条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助)

第13条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、訪問型サポートサービ

ス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスを提供した際には、当該訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの提供日及び内容、当該訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスについて法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定第 1 号訪問事業者並びに指定第 1 号通所事業者は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 15 条 指定第 1 号訪問事業者並びに指定第 1 号通所事業者は、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第 1 号事業費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 16 条 訪問介護員並びに通所介護員等は、現に訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第 17 条 指定第 1 号訪問事業者並びに指定第 1 号通所事業者は、指定訪問型サポートサービス事業所、指定通所型サポートサービス事業所並びに指定通所型入浴サポートサービス事業所の見やすい場所に、第 32 条、第 46 条及び第 63 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員並びに通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定第 1 号訪問事業者並びに指定第 1 号通所事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第 18 条 指定訪問型サポートサービス事業所、指定通所型サポートサービス事業所並びに指定通所型入浴サポートサービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、当該指定訪問型サポートサービス事業所、指定通所型サポートサービス事業所並びに指定通所型入浴サポートサービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第19条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、指定訪問型サポートサービス事業所、指定通所型サポートサービス事業所並びに指定通所型入浴サポートサービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第20条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第21条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、提供した訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、提供した訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携)

第22条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

3 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(会計の区分)

第23条 指定第1号訪問事業者並びに指定第1号通所事業者は、指定訪問型サポートサービス事業所、指定通所型サポートサービス事業所並びに指定通所型入浴サポートサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サポートサービス、通所型サポートサービス並びに通所型入浴サポートサービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第2章 訪問型サポートサービス

第1節 基本方針

第24条 訪問型サポートサービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第25条 指定第1号訪問事業者が、指定訪問型サポートサービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等(訪問型サポートサービスの提供に当たる介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定第1号訪問事業者は、指定訪問型サポートサービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者(吹田市介護保険法施行条例(平成25年吹田市条例第7号)第3条に定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。)に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、訪問型サポートサービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス基準条例に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サポートサービス及び指定訪問介護の利用者。以下この章において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士又は厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問型サポートサービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サポートサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第10条に定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同省令に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型サポートサービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問型サポートサービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 指定第1号訪問事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サポートサービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例に規定する指定訪問介護の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第26条 指定第1号訪問事業者は、指定訪問型サポートサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サポートサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サポートサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第27条 指定訪問型サポートサービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サポートサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定第1号訪問事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サポートサービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例に規定する指定訪問介護の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第28条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなけ

ればならない。

(利用料等の受領)

第29条 指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サポートサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サポートサービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定第1号訪問事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サポートサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該訪問型サポートサービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない

3 指定第1号訪問事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サポートサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定第1号訪問事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第30条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サポートサービスの提供をさせてはならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 指定訪問型サポートサービス事業所の管理者は、当該指定訪問型サポートサービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問型サポートサービス事業所の管理者は、当該指定訪問型サポートサービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第25条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 訪問型サポートサービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

4 指定第1号訪問事業者のサービス提供責任者は、地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身

の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

(運営規程)

第32条 指定第1号訪問事業者は、指定訪問型サポートサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サポートサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第33条 指定第1号訪問事業者は、訪問型サポートサービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第34条 指定第1号訪問事業者は、利用者に対し適切な訪問型サポートサービスを提供できるよう、指定訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、指定訪問型サポートサービス事業所ごとに、当該指定訪問型サポートサービス事業所の訪問介護員等によって訪問型サポートサービスを提供しなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定第1号訪問事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定第1号訪問事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務

継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第35条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、指定訪問型サポートサービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(事故発生時の対応)

第36条 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する訪問型サポートサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する訪問型サポートサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 指定第1号訪問事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第37条 指定第1号訪問事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する訪問型サポートサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号に掲げる計画にあつては当該計画に基づく訪問型サポート

サービスの提供を終了した日から、その他の記録にあっては、当該記録を作成又は取得した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第39条第2号に規定する第1号訪問サービス計画
- (2) 第14条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第15条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第21条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サポートサービスの基本取扱方針)

第38条 訪問型サポートサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、自らその提供する訪問型サポートサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、訪問型サポートサービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定第1号訪問事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定第1号訪問事業者は、訪問型サポートサービスの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サポートサービスの具体的取扱方針)

第39条 訪問介護員等の行う訪問型サポートサービスの方針は、第24条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問型サポートサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サポートサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した第1号訪問サービス計画を作成するものとする。

(3) 第1号訪問サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) サービス提供責任者は、第1号訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) サービス提供責任者は、第1号訪問サービス計画を作成した際には、当該第1号訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 訪問型サポートサービスの提供に当たっては、第1号訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 訪問型サポートサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 訪問型サポートサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) サービス提供責任者は、第1号訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該第1号訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該第1号訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該第1号訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号訪問サービス計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号の第1号訪問サービス計画の変更について準用する。

（訪問型サポートサービスの提供に当たっての留意点）

第40条 訪問型サポートサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定第1号訪問事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援におけるアセスメント（吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、訪問型サポートサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定第1号訪問事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

（介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について）

第40条の2 指定第1号訪問事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（不当な働きかけの禁止）

第40条の3 指定第1号訪問事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更
に際し、地域包括支援センター等の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅
要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をい
う。)に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求める
ことその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第3章 通所型サポートサービス

第1節 基本方針

第41条 通所型サポートサービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、
自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う
ことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向
上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第42条 指定第1号通所事業者が指定通所型サポートサービス事業所ごとに置くべき従
業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 通所型サポートサービスの提供日ごとに、通所型サポートサービスを提供
している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計を当該通所型サポートサー
ビスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認めら
れる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 通所型サポート
サービスの単位ごとに、専ら当該通所型サポートサービスの提供に当たる看護職員が1以
上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 通所型サポートサービスの単位ごとに、当該通所型サポートサービスを提供
している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数(第4章の通所型入浴サポー
トサービスを提供している時間帯の介護職員の勤務時間数は含まない。)を当該通所型サポ
ートサービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して
得た数が利用者(当該指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス基
準条例に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、通
所型サポートサービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス基準条例に規定する指定
通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場
合にあつては、当該事業所における通所型サポートサービス又は当該指定通所介護の利用
者。以下この章において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が
15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以
上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 指定通所型サポートサービス事業所の利用定員(当該指定通所型サポートサービス事
業所において同時に通所型サポートサービスの提供を受けることができる利用者の数の上

限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型サポートサービスの単位ごとに、当該通所型サポートサービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定第1号通所事業者は、通所型サポートサービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該通所型サポートサービスに従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サポートサービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の通所型サポートサービスの単位は、通所型サポートサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所型サポートサービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定第1号通所事業者が、指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サポートサービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例に規定する指定通所介護の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第43条 指定第1号通所事業者は、指定通所型サポートサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サポートサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サポートサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第44条 指定通所型サポートサービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サポートサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該通所型サポートサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サポートサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定第1号通所事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サポートサービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サポートサービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準条例に規定する指定通所介護の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第45条 指定第1号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サポートサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サポートサービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定第1号通所事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定第1号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サポートサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用者の額と、通所型サポートサービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額を生じないようにしなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、前2項の額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サポートサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

(2) 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる食事の提供に

係る利用料と明確に区分して受領すること。

5 指定第1号通所事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第46条 指定第1号通所事業者は、指定通所型サポートサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サポートサービスの利用定員
- (5) 通所型サポートサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 通所型サポートサービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 指定第1号通所事業者は、利用者に対し適切な通所型サポートサービスを提供できるよう、指定通所型サポートサービス事業所ごとに指定通所型サポートサービス事業所の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定第1号通所事業者は、指定通所型サポートサービス事業所ごとに、指定通所型サポートサービス事業所の従業者によって通所型サポートサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定第1号通所事業者は、指定通所型サポートサービス事業の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定第1号通所事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定第1号通所事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定第1号通所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を

図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第48条 指定第1号通所事業者は、利用定員を超えて通所型サポートサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第49条 指定第1号通所事業者は、災害対策に関する具体的計画を作成し、関係機関への通報及び連絡のための体制を整備し、並びにこれらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的避難、救助等に係る必要な訓練を行わなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(管理者の責務)

第50条 指定通所型サポートサービス事業所の管理者は、指定通所型サポートサービス事業所の従業者の管理及び通所型サポートサービスの利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定通所型サポートサービス事業所の管理者は、指定通所型サポートサービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第51条 指定第1号通所事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、当該指定通所型サポートサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(事故発生時の対応)

第52条 指定第1号通所事業者は、利用者に対する通所型サポートサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、利用者に対する通所型サポートサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定第1号通所事業者は、第44条第4項の通所型サポートサービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第52条の2 指定第1号通所事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第53条 指定第1号通所事業者は、指定通所型サポートサービス事業所の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定第1号通所事業者は、利用者に対する通所型サポートサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号に掲げる計画にあっては当該計画に基づく通所型サポートサービスの提供を終了した日から、その他の記録にあっては、当該記録を作成又は取得した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第55条第2号に規定する第1号通所サービス計画

(2) 第14条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第15条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第21条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第52条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サポートサービスの基本取扱方針)

第54条 通所型サポートサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、自らその提供する通所型サポートサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

ならない。

3 指定第1号通所事業者は、通所型サポートサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定第1号通所事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定第1号通所事業者は、通所型サポートサービスの提供に当たり、利用者との意志疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サポートサービスの具体的取扱方針)

第55条 通所型サポートサービスの方針は、第41条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所型サポートサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定通所型サポートサービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サポートサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した第1号通所サービス計画を作成するものとする。

(3) 第1号通所サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定通所型サポートサービス事業所の管理者は、第1号通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定通所型サポートサービス事業所の管理者は、第1号通所サービス計画を作成した際には、当該第1号通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 通所型サポートサービスの提供に当たっては、第1号通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 通所型サポートサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 通所型サポートサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 指定通所型サポートサービス事業所の管理者は、第1号通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該第1号通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの

提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該第1号通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該第1号通所サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 指定通所型サポートサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) 指定通所型サポートサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号通所サービス計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項前11号に規定する第1号通所サービス計画の変更について準用する。

(通所型サポートサービスの提供に当たっての留意点)

第56条 通所型サポートサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サポートサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定第1号通所事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。

(介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について)

第56条の2 指定第1号通所事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(安全管理体制等の確保)

第57条 指定第1号通所事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、指定通所型サポートサービス事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定第1号通所事業者は、サービスの提供にあたり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう

努めなければならない。

4 指定第1号通所事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 通所型入浴サポートサービス

第1節 基本方針

第58条 指定通所型入浴サポートサービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所並びに施設における入浴設備を活用し、入浴に関して必要な支援を行うことで、在宅での生活の安全性を確保し、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条 指定第1号通所事業者は、当該指定通所型入浴サポートサービスのサービス提供時間ごとに、常時、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上、当該通所型入浴サポートサービスの介護職員を置かななければならない。

2 前項の介護職員は、当該指定通所型入浴サポートサービスのサービス提供時間ごとに、専ら指定通所型入浴サポートサービスに従事する者でなければならない。

3 第1項及び前項の指定通所型入浴サポートサービスのサービス提供時間ごととは、その提供が同時時間帯に複数の利用者に対して行われるものをいう。

(管理者)

第60条 指定第1号通所事業者は、指定通所型入浴サポートサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定通所型入浴サポートサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型入浴サポートサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第61条 指定通所型入浴サポートサービス事業所は、浴室、脱衣室、休憩スペース、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所型入浴サポートサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備のうち、浴室、脱衣室及び休憩スペースは、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。なお、指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定通所型入浴サポートサービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において運営される場合において、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室内に指定通所型入浴サポートサービス事業の休憩スペースを設けるときは、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室と、指定通所型入浴サポートサービス事業の休憩スペースを区分す

ること。

3 第1項に掲げる設備は、通所型入浴サポートサービスを提供している時間帯においては、専ら当該指定通所型入浴サポートサービスの事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、脱衣室においては、利用者に対する指定通所型入浴サポートサービスの提供に支障がない場合、この限りではない。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第62条 指定第1号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型入浴サポートサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型入浴サポートサービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定第1号通所事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定第1号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型入浴サポートサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用者の額と、通所型入浴サポートサービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額を生じないようにしなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、前2項の額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、通所型入浴サポートサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 指定第1号通所事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第63条 指定第1号通所事業者は、指定通所型入浴サポートサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 通所型入浴サポートサービスの利用定員

(5) 通所型入浴サポートサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) 通所型入浴サポートサービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第64条 指定第1号通所事業者は、利用者に対し適切な通所型入浴サポートサービスを提供できるよう、指定通所型入浴サポートサービス事業所ごとに指定通所型入浴サポートサービス事業所の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、指定通所型入浴サポートサービス事業所ごとに、指定通所型入浴サポートサービス事業所の従業者によって通所型入浴サポートサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定第1号通所事業者は、指定通所型入浴サポートサービス事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定第1号通所事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定第1号通所事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第64条の2 指定第1号通所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第65条 指定第1号通所事業者は、利用定員を超えて通所型入浴サポートサービスの提供を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第66条 指定第1号通所事業者は、災害対策に関する具体的計画を作成し、関係機関への通報及び連絡のための体制を整備し、並びにこれらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、利用者に対し定期的に避難経路等について周知しなければならない。

(管理者の責務)

第67条 指定通所型入浴サポートサービス事業所の管理者は、指定通所型入浴サポートサービス事業所の従業者の管理及び通所型入浴サポートサービスの利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定通所型入浴サポートサービス事業所の管理者は、指定通所型入浴サポートサービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第68条 指定第1号通所事業者は、利用者の使用する施設、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、当該指定通所型入浴サポートサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(事故発生時の対応)

第69条 指定第1号通所事業者は、利用者に対する通所型入浴サポートサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、利用者に対する通所型入浴サポートサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第69条の2 指定第1号通所事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第70条 指定第1号通所事業者は、指定通所型入浴サポートサービス事業所の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、利用者に対する通所型入浴サポートサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を作成又は取得した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等(送迎の有無、サービス提供の開始時間及び終了時間、見守り時や入浴後の水分補給時における利用者の身体状況、その他特記すべき事項)の記録

(2) 第15条の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 第21条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 第69条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 見守りのための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型入浴サポートサービスの基本取扱方針)

第71条 指定第1号通所事業者は、入浴行為に伴う一連の動作は自立しているが、入浴の一部の動作に見守りが必要で、かつ、自宅の浴室事情等により入浴できない者を対象とし、サービスの提供に当たらなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、通所型入浴サポートサービスの提供に当たり、利用者との意志疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所型入浴サポートサービスの具体的取扱方針)

第72条 通所型入浴サポートサービスの方針は、第58条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所型入浴サポートサービスの提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 通所型入浴サポートサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(通所型入浴サポートサービスの提供に当たっての留意点)

第73条 通所型入浴サポートサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型入浴サポートサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うようなサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。

(介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について)

第73条の2 指定第1号通所事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(安全管理体制等の確保)

第74条 指定第1号通所事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、指定通所型入浴サポートサービス事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、事前に利用者へ体温、血圧等を測定するよう声を掛け、利用者が測定した結果を確認し、記録しなければならない。

4 指定第1号通所事業者は、利用者の体調に配慮し、利用者の入浴後においては、水分を提供しなければならない。

5 指定第1号通所事業者は、サービスの提供を行うに当たり、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 雑則

(市の区域外の事業所に係る基準の特例)

第75条 市の区域外に所在する事業所について指定事業者の指定の申請があった場合の人員、設備及び運営に関する基準は、前4章の規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村の定める基準の定めるところによるものとする。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日から令和6年3月31日までの間、第34条の2、第35条第3項、第36条の2、第47条第4項、第47条の2、第51条第3項、第52条の2、第64条第4項、第64条の2、第68条の第3項、第69条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。